

第6章

歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

人材育成に関しては、学校教育や生涯教育分野、ボランティアガイドへのインセンティブ付与に関する課題があげられる。また、歴史文化遺産の保存に関しては、指定、未指定に関わらず、保全方策の拡充や環境整備などの課題が抽出される。また、美術工芸品や祭礼や年中行事などの保存に関しては、詳細調査、把握調査などの結果を受けて、その価値の確実な保存や価値の広報展開や維持・修理費用の確保などの課題があげられる。さらに、データベースの作成・更新・共有が必要とされる。

活用に関しては、先端技術の活用による情報発信や歴史文化遺産が集積する明石東部地域における「南北の歴史文化遺産交流軸」の構築などの課題が抽出される。また、東西に長い本市の各地域の拠点づくりや周遊ルートの構築などが必要とされる。そのほか、文化博物館などの拠点機能の拡充や歴史文化遺産に関する解説板の整備、歴史文化遺産の公開促進などの課題が抽出される。さらに、行政内の部局間連携や、多様な主体の連携の推進などの体制に関わる課題が抽出される。

2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針

基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める

～学校教育・生涯教育の場を中心に人づくりを進める～

基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

～歴史文化遺産の保存事業を持続的に進める～

基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

～愛着のもてるまちづくりを進める～

基本方針4 歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する

～みんなで歴史文化のまちづくりを進める～

3. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

4つの基本方針に基づき、歴史文化遺産の保存・活用のため、事業計画を設定する。

これらの措置は、市民やまちづくり協議会などの団体、専門家、市の関係部署と連携して進めるものとする。また、市民や活動団体などが中心となる事業については、市が必要な支援を行い、取り組みを促進することとする。加えて、計画の達成目標を誰でもが理解できるよう、令和6年度を目標とする数値目標を設定する。

第6章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

本市では、歴史文化遺産の保存・活用に関する多様な事業を活発に継続してきた。

しかし、各種活動団体などとの意見交換などを通じて、人材育成に関する課題、保存に関する課題、活用に関する課題、体制づくりに関する課題などが明らかになった。

(1) 人材育成に関する課題

人材育成に関しては、主として学校教育や生涯教育分野における下記の課題があげられる。

- ・明石市立高齢者大学校あかねが丘学園の地域資源に関わる専攻コース修了者からは多くの地域人材が輩出されており、引き続き、同学園などの生涯学習機会の充実が求められる。
- ・あかねが丘学園専攻コース修了者などによるボランティアガイドの活動に光をあてるためにも、ガイドへのインセンティブ付与のための取り組みが必要である。
- ・学校教育における文化財活用を通じた人材育成を進めることが子どもと子育て層が占める割合が高い本市の特色を活かした取り組みとなるが、現在、文化財を活用した学校教育における取り組みは、市内の小中学校の半数程度にとどまっている。しかし、教科以外の歴史文化学習、文化財に関する校外学習などは教育現場への負担が大きいこともあり、学校教育の現場で歴史文化学習を支援する地域人材として機能する「歴史文化コーディネーター」の確保などが必要とされている。
- ・歴史文化遺産に関する学校への出前授業は、これまでも本市文化財部局などで実施してきたが、今後は本市の歴史文化遺産に熟知した地域人材による学校への出前授業の拡充など、教育と生涯学習、地域学習の連携を推進することが急務である。
- ・学校教育における歴史文化学習を推進することが喫緊の課題であるため、歴史文化遺産に関する地域教材、中学校向けの副読本及び「歴史文化遺産の説明入りマップ」の開発や蓄積、指導者である学校教員を対象とした歴史文化遺産に関する研修会などの開催が必要である。

(2) 保存に関する課題

歴史文化遺産の保存に関しては、文化財分野のみならず、景観まちづくり分野からの課題も抽出される。また、祭礼や年中行事、食文化の保存に関しては、まちづくり分野や教育分野からも課題があげられる。

①保存事業に関する課題（建造物・史跡等）

- ・文化財指定の拡充、歴史文化を代表する指定等文化財の修理・修繕、価値の高い未指定歴史文化遺産の保全方策の拡充及びその周辺環境整備が求められている。
- ・国指定史跡である明石城跡は県立明石公園に含まれるが、戦後、昭和20年代に整備された野球場や陸上競技場、競輪場（現 球技場/自転車競技場）などの区域は史跡指定区域外となっており、学術調査などによる史跡の価値の把握が困難である。また、大手門の復元についての検討がなされているが、進捗していない。さらに、明石城の本丸や東丸などの価値の理解を助ける解説板などの設置が必要とされる。

- ・旧波門崎燈籠堂^{きゅうはとさきとうろうどう}は、国登録文化財であったが、損傷が著しく、また、周辺環境は釣り人の駐車場化しており、文化財の周辺環境整備と併せて、保存の措置が必要とされてきた。このため、令和2（2020）年度に「旧波門崎燈籠堂（石積）」の名称で、石積部分を市指定建造物として保存の措置を進めてきた。引き続き、兵庫県、明石市の港湾部局との連携による旧燈籠堂周辺の環境整備を進めることが必要とされる。
- ・船上城跡^{ふなげじょうあと}は本丸跡と推定される高台が残されているのみで周辺近くまで宅地開発が進展しているほか、見学ルートが個人所有地であるため、自由な見学が困難である。このため、本市の中世から近世の歴史を物語る船上城跡の保存と環境整備が必要とされる。
- ・大久保町にはランドマークとなる安藤家の洋館があり、所有者の同意を得ることができれば保存の処置が必要である。この洋館の設計は中崎公会堂と同様、大正時代初期に東大寺大仏殿の修繕にも携わった経験のある加護谷祐太郎^{かごたにゆうたろう}であり、本市の近代建築を代表する建築物として保存を図る必要がある。
- ・八木地域の煙突はかつて明石瓦が生産されていた歴史文化を象徴する建造物であり、こうした建造物を地域の生業を説明・発信する歴史文化遺産として、適切に保存する必要がある。
- ・市域の路傍に残されている五輪塔や石塔などは、生活の場に身近な歴史文化遺産として各地域の歴史を物語る。これらの身近な歴史文化遺産を保存し、滅失を防ぐ持続的な取り組みが必要である。
- ・都市景観形成重要建築物（以下、「重建」という。）ならびに歴史的建造物については、建物の老朽化に伴う多大な改修費、現代の生活スタイルに合わないなどの機能面から、所有者にとって維持保全が厳しい状況にある。また重建は、外観に係る改修費の助成制度があるが、すべての建築物に適用されていない。このため、所有者の負担を極力軽減することや現在の補助制度の充実及びより柔軟な運用あるいは新たな財源の確保が必要である。
- ・無住の神社や所有者不明の建築物などが増加しているが、地域住民によって清掃や草刈などが実施されている神社も多く、地域住民の協働による維持管理の継続が必要とされる。
- ・本市の代表的な漁村である林崎地域には漁師の暮らしを留める建築物も少数であるが残されており、早期に調査を実施の上、価値ある建築物の保存のための適切な措置が必要である。

②保存事業に関する課題（祭礼・年中行事・食文化等）

- ・刺繍や工芸品も含めて布団太鼓は住民の力の結晶、町の宝といえる。その保全のためには市民が布団太鼓の価値を理解することが不可欠である。価値の理解の増進、市民が布団太鼓に触れることを可能とするため、期間を限って公民館などで公開することや、布団太鼓の公開に関する広報などが重要である。
- ・寺社などを対象としたアンケート調査からも、絵馬や彫刻などの美術工芸品の保存措置や財源確保を進めることが求められている。
- ・地蔵盆など地域の祭りの後継者不足や維持・修理費用の確保が課題になっている。このため、後継者不足を解消するための市民協働の仕組みづくりの検討、道具類などの維持・修理費用に係る財源確保の手立て、補助制度の拡充などについての検討が必要である。

③保存のためのデータベースの構築

- ・歴史文化遺産に関する把握調査の結果は、本市の歴史文化遺産の価値を正確に伝える重要な資料であり、町の来歴について市民の理解の促進につながるものとなる。このため、歴史文化遺産のデータベースの作成・更新・共有が重要である。

(3) 活用に関する課題

歴史文化遺産の活用に関する観光面では、本市の歴史文化遺産が集積する明石東部地域における「歴史文化遺産の南北交流軸」（以下「南北交流軸」という）の構築が重要である。さらに東西に長い本市の各地域において歴史文化の拠点づくりや市内各地域の周遊ルートの構築、歴史文化遺産周辺環境整備など、観光分野とまちづくり分野との連携による検討が必要とされる。また、歴史文化遺産を核としたまちづくりを進めるため、その拠点となる文化博物館などの機能拡充やICTなどの先端技術を活用した情報発信などが必要とされる。

①観光・交流・情報発信・福祉分野・産業分野に係る課題

- ・歴史文化遺産の活用による観光事業、交流事業について、これまでは歴史文化遺産の魅力の活用や発信の取り組みが限定的であったが、今後は、国際交流、地域間交流、広域交流に向けた展開が必要とされる。また、ICTなど先端技術を活用した歴史文化遺産の魅力発信についても、今後の取り組みの展開が必要とされる。
- ・歴史文化遺産は市内に点在しているため、歴史文化遺産の位置情報をマップなどで示す必要があるが、現段階では一般に提供されているマップが市域を4つに区分されているA2サイズの大きさである。このため、市民や観光客が手軽に利用することが困難であり、歴史文化遺産の魅力をも十分に活用されない状況にある。
- ・明石城跡は、本市の歴史文化観光の拠点でもあるため、城跡や城下町に加え、市域の歴史文化に関わるガイド機能の拡充などの推進が重要である。
- ・明石城跡が立地する丘陵部と海岸部の歴史文化遺産を結ぶ「南北交流軸」が観光分野などで明示されていないため、市内の歴史文化観光の周遊が限定的である。特に、「南北軸」は、明石城跡から魚の棚商店街を通り明石港まで続くが、明石港周辺には中崎公会堂、旧波門崎燈籠堂をはじめかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多く立地しており、明石城と海岸部を結ぶ「南北軸」を内外に発信していくことが必要である。
- ・東西に長い本市の各地域を周遊できる「東西周遊ルート」の設定が必要とされる。
- ・本市の歴史文化遺産を巡る観光が増えているが、周辺地域の住環境の保全のためにも、駐車場整備や公共交通の利用促進の誘導、自転車利用の促進など、歴史文化遺産を活用した持続可能な観光施策の推進が求められる。

②歴史文化遺産の展示・公開などの課題

- ・本市の歴史文化遺産を総合的に情報発信すると共に、来訪者がその価値などを学ぶために明石市立文化博物館における歴史文化拠点としての機能の拡充が必要とされる。また、本市の歴史文化遺産の活用に向けて、市内で歴史文化遺産の特別展示に対応できる施設が少

ない。このため、公民館の活用などを含め、市民が地域で歴史文化遺産に触れる場を拡充することが必要である。

- ・建造物の活用にはそのものの価値を「みせる工夫」として、価値の説明が重要な手段となる。例えば、明石城の2段目の石垣から茶の湯に使う清水が湧き出ていることや、城下町に残る外堀跡の道などを、市民に周知していく取り組みが必要である。また、社寺などの歴史文化遺産はその存在を発信するため、解説板の設置を進めることなどの取り組みが重要である。その場合、指定等文化財や歴史文化遺産の現場でその価値や魅力を来訪者が把握できることを可能とするため、仮想・拡張現実（VR・AR）技術等の先端技術を活用した仕掛けの充実が求められる。
- ・市民が各地域の歴史文化遺産に触れる機会としてのシンポジウム、歴史まち歩きなどの取り組みを継続して進めていくと共に、コロナ禍での歴史文化遺産に触れるための安全な取り組みとして、家族単位、親子単位で参加できるイベントなどを企画し、地域に対する愛着を醸成することが重要である。
- ・本市の産業に関わる歴史的建築物は残存しているものの数が少なく、各産業を代表するものとして保存して活用することが望まれる。今後は、長屋門付き農家、瓦工場のレンガ煙突、大蔵町の千尋窯（登り窯）、造船所、創業100年を超える企業などを本市の産業の歴史文化を示す施設としての活用や「産業歴史文化」の歩みを発信していくことが必要である。
- ・明石市景観形成重要建築物をはじめとした伝統的建造物などは地域への愛着を持つきっかけとなるよう、公開活用が望まれるが個人所有であるなど、活用には至らないものも見られ、期間を限定して公開するなど適切な活用方法について検討が必要である。
- ・健常者のみならず、障がいを持った人も市内の歴史文化遺産に触れることができるよう、市内巡回のコミュニティバスの拡充や、手話通訳付きオンライン配信など歴史文化遺産のバリアフリー対応のための各種取り組みなどの検討が必要となる。

（４）体制づくりに関する課題

歴史文化遺産の保存・活用を進めていくため、行政内の部局間連携や、多様な主体の連携の推進のほか、歴史文化遺産の保存・活用に寄与する市民などの顕彰、市民からの相談窓口の開設など新たな体制づくりに向けた課題が抽出される。

- ・現在、歴史文化遺産の保存と活用は、文化財所有者や管理者が主体となっているが、文化財分野のみならず、教育分野や観光、まちづくり、福祉、産業など多様な分野に関わる主体によって、保存と活用の取り組みを推進することが求められる。
- ・これまでの歴史文化に関する各種取り組みのノウハウが蓄積されているが、これらの知見を活用して市民、専門家、団体、行政が連携・展開するための体制づくりが進んでいない。
- ・歴史文化の価値や魅力を発信する役割を担うボランティアガイドは本市の歴史文化の保存と活用に大きく貢献しているが、こうした人材の功績を顕彰するための独自の制度が確立していない。
- ・明石市都市景観形成基本計画では、①伝統的まちなみや建築物などの保全、②伝統的建築物の活用、③歴史的雰囲気大切にされた住環境の保全、を基本方針として挙げているが、

その実現には地域住民や建築物の所有者の理解が不可欠となる。これらの課題を解決するため、行政における相談窓口の設置など保存活用を推進するための体制づくりが必要である。

2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針

本市の多様な歴史文化遺産の保存・活用に向けては市内各地域の歴史文化の特性や課題に応じた対応が必要とされる。そのなかでも明石東部地域は、明石城を初めとした古代から近代までの歴史文化遺産が集積している地域であり、保存・活用に関する重点的な取り組みが必要とされる。

また、市域の各地域では、指定、未指定を問わず、歴史文化遺産が地域の特性を示すものとなっている。このため、市民が地域の歴史文化遺産を学び、知り、歴史文化遺産の保存・活用に関わることができる機会を創出するため、学校教育・生涯教育を通じた人材育成や歴史文化遺産の確実な保存、まちづくりと連携した歴史文化遺産の活用促進などを含め、市民の生活と密着した取り組みが必要とされる。

本地域計画では、下記の4つの基本方針のもと、本市の歴史文化の特徴を活かし、本市が抱える課題解決のため、各地域の歴史文化の特徴やテーマに応じた保存・活用を推進する。また、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進するため、旧城下町周辺を対象に重点的な取り組みを推進する。

歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針

基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める
～学校教育・生涯教育の場を中心に人づくりを進める～

基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する
～歴史文化遺産の保存事業を持続的に進める～

基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する
～愛着もてるまちづくりを進める～

方針3-1
歴史文化観光に関わる多様な
取り組みを重点的に展開する

方針3-2
市民等と協働して歴史文化遺産
が核となるまちづくりを進める

基本方針4 歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する
～みんなで歴史文化のまちづくりを進める～

①歴史文化遺産の保存・活用を担う人づくりを進める ～学校教育・生涯教育の場を中心に人づくりを進める～

本市では、学校教育において指定等文化財を活用した学習が進められているが、その取り組みは市内の小中学校の半数程度にとどまる。一方、市内の小中学校では、地域住民が子どもたちに歴史文化に関わる様々な体験授業の教え手として活躍している。

このため、「ひょうご教育創造プラン」とも連携しながら、学校教育における郷土学習を推進する。また、生涯学習機会の充実、学校における歴史文化遺産学習を支援する地域人材である「歴史文化コーディネーター」の育成実現に向けた取り組みを進める。さらに、学校への地域人材派遣による出前授業の拡充、学校教育、特に中学校における歴史文化に関する副読本の作成や教材開発、指導者の研修会開催などより、市民の歴史文化への理解を醸成するよう、人づくりに関わる取り組みを充実させる。

②歴史文化遺産を確実に次世代に継承する ～歴史文化遺産の保存事業を持続的に進める～

本市では歴史文化遺産の価値を十分に把握した上で指定等の拡大などを進めてきた。しかし、明石城跡の史跡の全容解明などが進んでいないこと、かつての旧波門崎燈籠堂や船上城跡など市民が鑑賞することが困難な登録文化財や歴史文化遺産もあることが課題となっている。さらに、歴史文化遺産が滅失の危機にあるものもみられる。このため、歴史文化遺産の指定の拡充、指定文化財周辺環境整備及び未指定文化財の保存のための法的措置などを持続的に進める。

このほか、祭礼や年中行事に関する山車や道具類などの修理・修復に対する財源確保も課題となっている。このため、地域の特色を表す布団太鼓などの公開の場の設定、山車や道具類などの修理・修復に関する支援などの保存事業を持続的に進める。

また、歴史文化遺産の把握調査結果を歴史文化遺産のデータベースとして整理し、定期的に更新すると共に、庁内関係各課などと情報共有し、広く発信する。

③歴史文化を活かしたまちづくりを推進する ～愛着のもてるまちづくりを進める～

③-1 歴史文化観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する

本市では、「食」、「海峡」、「歴史」、「時」の4つの区分で観光情報発信を続けている。この4つはいずれも本地域計画の歴史文化の特徴を示すテーマに関連しており、観光関連部局と連携して、今後も継続して情報発信を進めると共に、本市の地域ごとの特徴に応じて事業を組み立て、国際交流、地域間交流、広域交流を推進することによって歴史文化遺産の魅力を発信する。この場合、先端技術の活用による文化財情報の発信、企画展やシンポジウムのオンライン発信、デジタルコンテンツの拡充、VRなどICTの活用等、歴史文化遺産の魅力や価値を感じることができるコンテンツの拡充などの仕掛けを整備する。

また、本市の歴史文化を代表する明石城跡周辺の歴史文化遺産に関するガイドンス機能を拡充する。

さらに、城下町と魚の棚や海岸部までをつなぐ「南北交流軸」の可視化について重点的に取り組むと共に、情報発信の強化により市内の東西周遊ルートの設定による歴史文化周遊観光の推進に向けた取り組みを拡充する。

また、近年、個人やグループ、家族単位の歴史文化観光が増えているため、歴史文化遺産周辺の環境整備や自転車利用の促進などの取り組みを拡充する。

③-2 市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

本市における歴史文化遺産が核となるまちづくりを推進するため、発掘された貴重な歴史文化遺産の展示の場の確保、魅力や価値を説明するための解説板の整備、歴史文化遺産の鑑賞者が魅力をより一層理解できるような先端技術の採用など、幅広く魅力発信のための拠点整備や必要な環境整備を拡充する。

加えて、本市の各地域に残された歴史文化遺産の価値が市民に十分に浸透していない場合もあり、滅失してしまうことも危惧される。このため、市内各地域の身近な歴史文化遺産の周知のためのマップ作成や解説板の設置、シンポジウムや講演会の開催、歴史まち歩きの実施、地域の歴史文化遺産である伝統的建造物の公開・活用など、多様な分野との連携によって、まちづくりにおける歴史文化遺産の活用方策を拡充する。

また、市民が歴史文化遺産を核としたまちづくりを進めるための財源確保の仕組みづくりの検討を進める。

④歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する

～みんなで歴史文化のまちづくりを進める～

本市の歴史文化遺産は行政、市民、専門家などがそれぞれ保存や活用に向けた取り組みを進めてきたが、庁内各部局の横断的な場の設置や、歴史文化に関わり各主体が協議できる場は設置されていない。このため、行政、市民、専門家などが連携した歴史文化の保存活用に向けた「明石市文化財保存活用協議会」の設置による横断的な体制づくりを進める。

また、市民団体やボランティアの活発な活動が特徴的な本市にあっては、これまでの活動の一層の発展を期待して、ボランティアなど歴史文化の保存活用への貢献者に対する顕彰制度を確立する。

加えて、市民が歴史的建造物の保存と活用の取り組みを手掛けることが可能となるよう、市民向けの相談窓口を設置する。

3. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

本市における多様な歴史文化遺産の保存・活用によって、本地域計画の目標である「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く地域づくり」を実現するためには、文化財分野のみならず、教育分野、観光分野、まちづくり分野、福祉分野や産業分野などが抱える課題も含め、歴史文化遺産の保存と活用に関わる4つの基本方針に基づく取り組みを計画的に実施することが求められる。

そこで、「歴史文化遺産の保存・活用のための措置」として、4つの基本方針に基づく事業計画を次頁以降に示すとおり設定する。

これらの取り組みは、市民や校区まちづくり組織などの団体、研究者やヘリテージマネージャーなどの専門家ならびに文化財部局のみならず、本市の関係各部署や兵庫県、国との連携により、進めるものとする。

また、市民や活動団体などが中心となって実施する事業に対しては、本市の関係各課が必要な支援を行い、取り組みを促進していくこととする。

それぞれの取り組みの主な主体のうち、市民とは、市内在住者に加え、文化財所有者を含む主体を指す。団体とは、校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業などを指す。

専門家とは、大学など研究機関に所属する者やヘリテージマネージャーなどを指す。

また、計画期間については前期を1～3年、中期を4～5年、長期を6年以降と設定する。

さらに、取り組みの財源としては、国費、県費、市費などを想定するが、国費とは、文化財に関わる補助金、内閣府の地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成金などとする。

加えて、各取り組みの目的や目指す効果を分かりやすく示して、取り組みに関わる各主体の認識・共有化を図ると同時に、本地域計画の点検・見直しなどを通じたPDCAサイクルを構築し、さらなる効果促進を図ることが求められる。そこで、各事業の目的や目指す効果、さらにはそれらの事業を通じた本計画の達成目標を、誰もが理解できるよう、数値目標としてのKPI（重要業績評価指標）を前述の「序章. 4 計画の進捗管理と自己評価の方法」に示すとおり設定する。なお、KPIの目標年次は、「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」の計画期間の前期3年間と中期1年間の合計した4年間(令和4～令和7(2022～2025)年)に対応して令和7(2025)年度と設定する。

(1) 基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進めるための措置

本市の人口は、これまでの10年間で29万人超で微増しており、このことは、未就学児を中心とした子どもと20代から30代の子育て層を中心とした新たな住民の流入にある。

このため、小・中学校生徒を対象にした幅広い歴史文化学習によって、将来の本市の歴史文化遺産を担う人づくりを継続して進める。さらに高齢者大学校などの生涯学習を継続し、生涯学習修了者が学校教育現場における地域人材として、子どもたちの歴史文化学習の支援者となるよう人づくりを進める。

表6-1 歴史文化遺産を担う人づくりを進めるための措置

| No. | 対象地域 | 事業名・事業内容 | 財源※1 | 主な取組主体※2 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年・5年目 | 予定 |
|-----|------|--|------|-----------------------|---------|---------|---------|-----------|---------------------|
| | | | | | (令和4年度) | (令和5年度) | (令和6年度) | (令和7・8年度) | 6・9年目 (令和9・12年度) |
| 1 | 全市 | 生涯学習機会の充実 市民が歴史文化に触れることができるよう、幅広く生涯学習機会を充実する | 市費 | 明石市生涯学習関連部局 専門家、市民 | 継続 | | | | |
| 2 | 全市 | 歴史文化コーディネーターの育成 子どもたちが地域に愛着や誇りを持つことができるよう、小・中学校などにおける歴史文化遺産を対象とした体験授業の企画・運営・指導を担うコーディネーターを生涯学習との連携により地域人材として育成する | 市費 | 明石市文化財部局 専門家、市民 | | | 新規 | | |
| 3 | 全市 | 学校への出前授業の実施 地域人材による地域の小・中学校への出前授業の拡充により、次世代を担う子どもたちに地域の歴史文化を学ぶ機会を提供する | 市費 | 明石市文化財部局 団体、市民 | | | 新規 | | |
| 4 | 全市 | 歴史文化教材の開発 子どもたちに明石の歴史文化を伝えることを目的として、小・中学校などにおけるふるさと学習の副読本となる教材や歴史文化遺産マップの開発を推進する | 市費 | 明石市文化財部局 専門家 | | | 新規 | | |
| 5 | 全市 | 教材開発者や指導者の研修会開催 子どもたちにふるさとを伝える教材開発や指導に関わる市民・教員などを対象とした研修会を開催して、明石の歴史文化に関わる人材の継続学習機会を提供する | 市費 | 明石市学校教育関連部局 専門家、市民 | | | 新規 | | |

※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。

以下の表についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。

以下の表についても同様とする。

(2) 基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、多様な保存事業を推進する。また、歴史文化遺産の修理・修復への支援や財源確保の方策を検討する。

表6-2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

| No. | 対象地域 | 事業名・事業内容 | 財源 | 主な取組主体 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 予定 |
|-----|--------|---|----------------|--|---------|---------|---------|-----------|------------|
| | | | | | (令和4年度) | (令和5年度) | (令和6年度) | (令和7・8年度) | (令和9・12年度) |
| 6 | 全市 | 文化財への指定等 指定等文化財の指定拡充及び文化財周辺地域の指定拡大、未指定文化財の指定・登録の推進などの歴史文化遺産保全方策を拡充する | 市費 | 明石市文化財部局 専門家 | 継続 | | | | |
| 7 | 全市 | 指定等文化財の環境整備 指定等文化財の価値や魅力を体験できるよう、見学ルート確保や解説板設置等文化財及び周辺環境整備を進める | 市費 | 明石市文化財部局 明石市都市関連部局 専門家 | 継続 | | | | |
| 8 | 明石東部 | 史跡明石城跡保存活用整備 県立公園として保存・活用されている史跡明石城跡の保存の拡充、価値の理解を助ける解説板の設置など文化財保存・整備事業の推進を兵庫県と協働して進める | 国費 県費 | 兵庫県文化財部局 兵庫県公園部局 | 継続 | | | | |
| 9 | 明石東部 | 旧波門崎燈籠堂の環境整備 旧波門崎燈籠堂（石積）の市指定と併せて、燈籠堂の保全措置及び周辺環境整備等を、県港湾部局と協働して計画的に進める | 国費 県費 市費 | 兵庫県港湾関連部局 明石市港湾関連部局 明石市文化財部局 | 継続 | | | | |
| 10 | 西明石 | 船上城跡の環境整備 近世の歴史を物語る船上城跡の本丸跡と推定されている高台の保存や見学ルートの確保などの環境整備を進める | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 | | | | | 新規 |
| 11 | 全市 | 重要建造物等の保存 明石の歴史文化を表す城下の商家、近代洋館建築、瓦生産業を示す煙突、路傍に残る五輪塔、「重建」等の重要建造物の保存を進める | 市費 団体費 | 兵庫県景観部局 明石市文化財部局 企業・まちづくり団体 | | | | | 新規 |
| 12 | 西明石・二見 | 漁港町並み関連建造物の保存 林崎漁港などの町並みの面影を残す建造物を、文化財保護法、景観法などの各種法的な枠組を活用して保存の措置を進める | 市費 | 明石市文化財部局 明石市景観関連部局 専門家・団体 | | | | | 新規 |
| 13 | 全市 | 歴史文化遺産管理の仕組みづくり 無住の神社や所有者不明の歴史文化遺産の管理を市民と協働で進めるための仕組みづくりを検討する | 国費 県費 市費 | 明石市景観関連部局 明石市文化財部局 専門家、団体 市民（所有者） | | | | | 新規 |
| 14 | 全市 | 布団太鼓の公開の場の設定 布団太鼓の調査を継続すると共に公民館等で一堂に鑑賞できる場を設定するなど、市民にその魅力を発信し、さらには、未公開の布団太鼓の公開を促進する | 市費 | 明石市文化財部局 団体、専門家 市民 | | | | | 新規 |

表 6-3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

| No. | 対象地域 | 事業名・事業内容 | 財源 | 主な取組主体 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年・5年目 | 予定 |
|-----|------|--|-----------------------|--------------------------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| | | | | | (令和4年度) | (令和5年度) | (令和6年度) | (令和7・8年度) | (令和9・12年度) |
| 15 | 全市 | 財源確保・支援 クラウドファンディングやふるさと納税などの仕組みを利用して、歴史文化遺産の保存・活用に関わる財源を確保すると共に、祭礼に関わる山車や道具類ほか建造物等の修理・修復等への支援に取り組む | 国費 県費 市費 寄付金 | 明石市文化財部局 団体、専門家 市民 | 継続 | | | | |
| 16 | 全市 | 歴史文化遺産データベースの作成・更新・共有 各種把握調査などの結果は、明石市の歴史文化を伝える基礎となるデータベースとして作成し、定期的に更新すると共に、庁内関係部局などと共有し、市民の歴史文化への理解の醸成、観光等の促進に活用する | 市費 | 明石市文化財部局 | 継続 | | | | |

(3) 基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための措置

本市の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、観光に関わる多様な取り組みを展開すると共に、歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民と協働で進めていく。

①基本方針3-① 歴史文化観光に関わる多様な取り組みを展開するための措置

歴史文化観光に関連して、ホームページにおけるコンテンツの拡充や地域間交流、広域交流の推進により、明石市歴史文化周遊観光の設定などの多様な取り組みを展開する。

表6-4 歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための措置
【歴史文化観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する】

| No. | 対象地域 | 事業名・事業内容 | 財源※ 1 | 主な 取組主体 | 1 年 目 | 2 年 目 | 3 年 目 | 4 年・5 年 目 | 予 定 |
|-----|------|--|----------------|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--|
| | | | | | (令 和 4 年 度) | (令 和 5 年 度) | (令 和 6 年 度) | (令 和 7 ・ 8 年 度) | (令 和 9 ・ 12 年 度) |
| 17 | 全市 | 国際交流・地域間・広域交流 姉妹都市等との国際交流、地域間観光交流、淡路島等との広域交流を推進し、明石の歴史文化の魅力発信を上げていく | 国費 県費 市費 | 兵庫県交流部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 | 継続 | | | | |
| 18 | 全市 | 歴史文化観光のコンテンツ拡充 市や文化博物館のホームページ等で歴史文化観光情報を継続して発信すると共に、「歴史のまち」としての魅力十分に伝えるよう、コンテンツを拡充する | 国費 県費 市費 | 明石市観光部局 明石市文化財部局 団体 | 継続 | | | | |
| 19 | 明石東部 | ガイダンス機能の拡充 明石公園内に歴史文化遺産のガイダンス機能を拡充すると共に、その展示の場の確保、解説板の整備などの歴史文化遺産魅力発信方策を拡充する | 国費 県費 市費 | 兵庫県公園部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 | | | | | 新規 |
| 20 | 全市 | 歴史文化のネットワーク化 歴史文化遺産間の関連性を明示する冊子の作成、案内板での表記、歴史文化遺産南北観光交流軸の設定など、歴史文化のネットワーク化を進める | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 明石市観光部局 明石市都市部局 団体 | | | | | 新規 |
| 21 | 全市 | 歴史文化周遊観光の推進 市内の歴史文化遺産の魅力をも市民のみならず来街者にも体験可能であるように、たこバス等公共交通利用を含め、東西周遊ルートの設定などを進める | 国費 県費 市費 | 明石市観光部局 明石市都市部局 明石市文化財部局 団体、専門家 市民 | | | | | 新規 |
| 22 | 全市 | 歴史文化遺産周辺環境整備 歴史文化観光促進のため、幅員の狭い道路等における自転車利用の誘導などのハード、ソフトの環境整備を進める | 国費 県費 市費 | 明石市観光部局 明石市都市部局 専門家・団体 | | | | | 新規 |
| 23 | 全市 | 先端技術活用による歴史文化遺産情報の発信 文化博物館などで実施する企画展等のオンライン発信、デジタルコンテンツの拡充、ICTなど先端技術を活用した歴史文化遺産情報の発信を進める | 国費 市費 | 明石市情報発信部局 明石市観光部局 明石市文化財部局 団体 | | | | | 新規 |

②基本方針3-② 歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民等と協働するための措置

市内地域毎に特色ある歴史文化を継承している本市の特性を活かし、各地域の歴史文化遺産が核となるまちづくりを推進する。

表6-5 歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための措置
【市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める】

| No. | 対象地域 | 事業名・事業内容 | 財源※ 1 | 主な 取組主体 | 1 年目 (令和4年度) | 2 年目 (令和5年度) | 3 年目 (令和6年度) | 4 年・5 年目 (令和7・8年度) | 予 定 6 年 目 (令和9 年度) |
|-----|--------|--|----------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 24 | 明石東部 | 文化博物館の拠点機能の拡充 布団太鼓など歴史文化の総合的発信と共に、来訪者ならびに子どもたちがその価値を学ぶことができるよう博物館の拠点機能を拡充する | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 | 継続 | | | | |
| 25 | 全市 | 地域の歴史文化遺産の明示 市内各地域に今も残されている城の外堀、街道の道標や駅家などの存在を市民や来街者に明示するための方策としてマップ作成や解説板設置等を実施する | 国費 県費 市費 | 明石市観光部局 明石市文化財部局 団体 | 継続 | | | | |
| 26 | 全市 | シンポジウム等の開催 歴史文化に関わるシンポジウム等を継続的に実施し、市民が明石の歴史文化を学ぶ機会を提供すると共にわがまちへの誇りと愛着を醸成する取り組みを進める | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 | 継続 | | | | |
| 27 | 全市 | 歴史まち歩きの開催 市内各地域の歴史文化を市民が体感できるよう、地域のまち歩きを定期的に開催し、歴史文化を核としたまちづくりのファンを増やしていく | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 団体 | 継続 | | | | |
| 28 | 魚住・大久保 | 地域の歴史文化遺産の活用 長屋門付農家、瓦工場の煙突、登り窯など地域の歴史文化を特徴づける建造物を公開・活用することで歴史文化遺産を核としたまちづくりを進める | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 | | | | | 新規 |
| 29 | 全市 | 建造物等の公開 登録文化財などの歴史的建造物を中心に、地域のまちづくりの核となるよう、所有者の同意を得て、公開に向けた取り組みを進めていく | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 明石市景観関連部局 明石市観光部局 団体 | | | | | 新規 |
| 30 | 全市 | 多様な人が鑑賞できる文化財展示手法等の検討 手話通訳付きのオンライン配信など、障がいを持った人でも歴史文化遺産に触れることができるような情報発信手法や展示手法や案内手法等を検討する | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 | | | | | 新規 |

(4) 基本方針4 歴史文化遺産保存・活用のための体制を構築するための措置

本市の歴史文化遺産を保存・活用するための体制構築や顕彰制度の確立、市民相談窓口を設置する。

表6-6 歴史文化遺産保存・活用のための体制を構築するための措置

| No. | 対象地域 | 事業名・事業内容 | 財源※ 1 | 主な 取組主体 | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年・5 年目 | 予 定 |
|-----|------|---|----------------|---------------------------|---------|---------|---------|----------------|------------|
| | | | | | (令和4年度) | (令和5年度) | (令和6年度) | (令和7・8年度) | (令和9・12年度) |
| 31 | 全市 | 部局間連携による地域づくり 文化財分野、町づくり分野、産業分野、福祉分野等市内の多様な部局間連携により都市景観形成重要建造物の活用など歴史文化遺産を核とした地域づくりを進める | 国費 県費 市費 | 明石市文化財部局 明石市各部局 | 継続 | | | | |
| 32 | 全市 | 歴史文化遺産保存活用体制の構築 行政、専門家、団体、市民ならびに市内各部局が参画する「明石市文化財保存活用協議会」により、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を構築する | 市費 | 明石市各部局 専門家 団体 市民 | 新規 | | | | |
| 33 | 全市 | 顕彰制度の確立 歴史文化の保存活用に貢献した市民や団体、ボランティア活動などを顕彰する制度を確立し、今後の市民活動の幅を広げる | 市費 | 明石市文化財部局 | | | 新規 | | |
| 34 | 全市 | 市民相談窓口の設置 市民が歴史的建造物等の保存や活用に取り組むことができるよう、市民向けの各種相談を受ける窓口を設置する | 国費 県費 市費 | 明石市各部局 団体 | | | | | 新規 |